

公 示

第五管区海上保安本部長公示第 16 号
水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

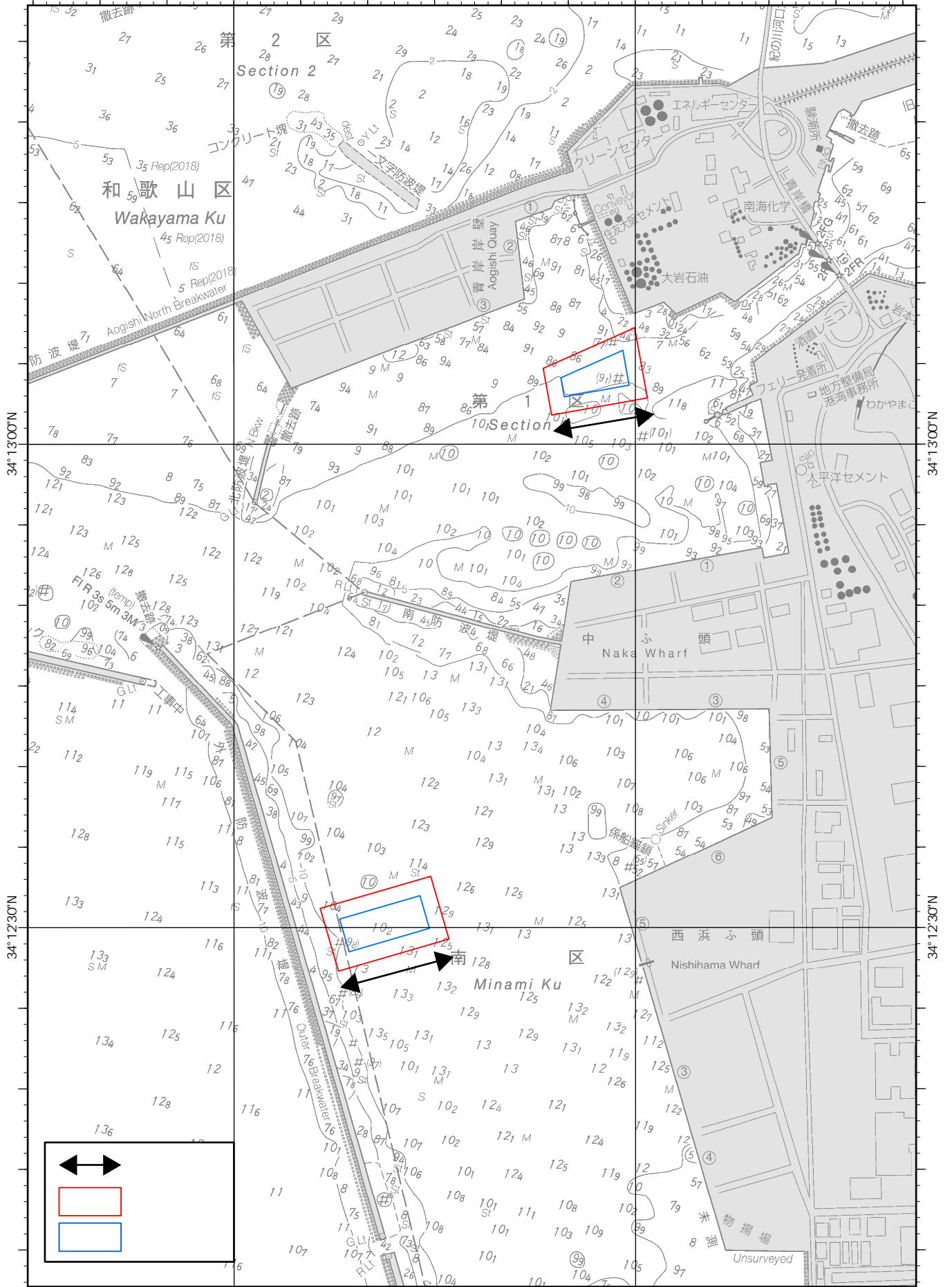
令和 8 年 6 月 1 日

第五管区海上保安本部長（公印省略）

- 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
 - 名 称 国土交通省近畿地方整備局 和歌山港湾事務所
住 所 和歌山県和歌山市湊葉種畑の坪 1334
 - 名 称 第五管区海上保安本部
住 所 兵庫県神戸市中央区波止場町 1-1
- 水路測量を実施する区域及び期間
 - 区 域 和歌山下津港和歌山区第 1 区及び南区
(付図のとおり)
 - 期 間 令和 8 年 6 月 8 日から
令和 8 年 7 月 31 日までのうち 2 日間
- 水路測量の実施方法
GNSS による測位、精密音響測深機による海底地形調査等
- 航行船舶に対する安全措置
水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第 6 条に定める標識（白紅白のえん尾旗）を掲揚する。

135°08'00"E

135°08'30"E



135°08'00"E

135°08'30"E

0 250 500 1,000